## 富田林市補聴援助システム等貸出要領

(目的)

第1条 この要領は、補聴援助システム等(以下「システム等」という。)を 使用することで、難聴の幼児児童生徒が、在籍する学校園において、言語習 得、教育等における健全な発育を支援し、難聴児の福祉の増進を図ることを 目的とする。

(対象者)

- 第2条 対象者は、次のいずれにも該当する者とする。
  - (1) 本市立幼稚園、小学校及び中学校に在籍する幼児児童生徒であること。
  - (2) 聴力レベルが30dB以上の者で、身体障害者手帳の交付の対象者とならないものであること。
  - (3) システム等の使用により、学校園において言語習得、教育等における効果が期待できると医師が判断する者であること。

(端末等)

第3条 システム等は、教育委員会が指定したものとする。

(貸与期間及び費用)

- 第4条 システム等の貸与を希望する幼児児童生徒の保護者(以下「申請者」という。)は、富田林市補聴援助システム等借用申込書(様式第1号)及び 富田林市補聴援助システム等貸与意見書(様式第2号)を教育委員会に提出 しなければならない。
- 2 システム等の貸与期間は、原則、当該年度内とする。ただし、第9条に規 定する延長届が受理された者については、この限りでない。
- 3 システム等の利用は、無料とする。
- 4 教育委員会が貸与したシステム等に係るアップデート等の利用に係る料金は、申請者が支払うものとする。

(貸与の条件)

- 第5条 申請者は、システム等の使用方法及び取扱いについて教育委員会の指導に従い、使用しなければならない。
- 2 申請者は、システム等を利用する権利を他人に譲渡若しくは転貸又はシステム等を営利目的の活動に使用してはならない。

(使用許可の取消等)

- 第6条 教育委員会は、次のいずれかに該当するときは、使用を制限し、又は 使用を停止させることができる。
  - (1) この要領に違反したとき。
  - (2) 故障により使用できなくなったとき。
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が使用を不適当と認めるとき。

(損害賠償等)

- 第7条 申請者は、その責めに帰すべき事由により、システム等を紛失し、又は毀損したときは、当該端末等の修理に要する費用を負担しなければならない。ただし、教育委員会がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。
- 2 システム等の使用に伴い発生した損害については、申請者が負担するものとする。

(返却)

- 第8条 申請者は、貸与期間内に転出したとき、又はシステム等の貸与期間が終了したときは、速やかに端末等を教育委員会に返却しなければならない。
- 2 教育委員会は、前項の規定により端末等の返却を受けたときは、端末等が正常に動作することを確認するものとする。

(貸与期間の延長)

第9条 申請者は、システム等の使用が必要であると医師が認める等、特段の理由があると教育長が認めるときは、第4条第2項に規定する貸与期間を延長することができ、その場合は、富田林市補聴援助システム等利用延長届(様式第3号)を教育委員会に提出しなければならない。

(委任)

第10条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、 教育長が別に定める。